

令和3年8月

月・日	曜日	会 議	事 項
9・1	水	本 会 議	・補正予算 ・一般議案 ・決算
2	木	本 会 議	・決算 ・一般質問通告書正午締切
3	金	休 会	
4	土	休 会	
5	日	休 会	
6	月	休 会	
7	火	市民福祉常任委員会	
8	水	経済建設常任委員会	
9	木	総務教育常任委員会	
10	金	市民福祉常任委員会	
11	土	休 会	
12	日	休 会	
13	月	経済建設常任委員会	
14	火	総務教育常任委員会	
15	水	休 会	
16	木	基地政策特別委員会	
17	金	休 会	・写真撮影申込正午締切
18	土	休 会	
19	日	休 会	
20	㊿	休 会	
21	火	本 会 議	・一般質問
22	水	本 会 議 議会運営委員会	・一般質問
23	㊿	休 会	
24	金	本 会 議	・一般質問
25	土	休 会	
26	日	休 会	
27	月	休 会	
28	火	本 会 議 議会全員協議会	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日

○開議時間については、午前9時〔最終日は午前9時30分〕

本 会 議	議 場	議 会 運 営 委 員 会	第1委員会室
総務教育常任委員会	第1委員会室	市民福祉常任委員会	第1委員会室
経済建設常任委員会	第1委員会室	基地政策特別委員会	第1委員会室

綾瀬市議会 9月定例会議事日程（第1号）

令和3年9月1日（水）午前9時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会期決定について |
| 日程第 2 | 第 5 3 号議案 | 令和3年度綾瀬市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 3 | 第 5 4 号議案 | 令和3年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 4 | 第 4 9 号議案 | 綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 第 5 0 号議案 | 綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 第 5 1 号議案 | 工事請負契約の変更について（令和元年度綾瀬市立寺尾小学校空調設備機能復旧工事（機械）） |
| 日程第 7 | 第 5 2 号議案 | 動産の取得について（高規格救急自動車） |
| 日程第 8 | 第 4 3 号議案 | 令和2年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 第 4 4 号議案 | 令和2年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 第 4 5 号議案 | 令和2年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 第 4 6 号議案 | 令和2年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 第 4 7 号議案 | 令和2年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 3 | 第 4 8 号議案 | 令和2年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 1 4 | 第 6 号報告 | 令和2年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第 1 5 | 第 7 号報告 | 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について |
| 日程第 1 6 | 第 8 号報告 | 専決処分等の報告について（綾瀬市個人情報保護条例の一部を改正する条例） |

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 25 号		令和3年 7 月 19 日 受 付 令和3年 9 月 1 日 審査依頼
件 名	藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書を国に提出することを求める陳情書	
代 表 者	住 所	横浜市中区日本大通り9
	氏 名	神奈川県弁護士会 会長 二 川 裕 之

—— 陳 情 の 原 文 ——

第1 陳情の趣旨

「藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設すること、そのための人的物的体制を確保し、その予算措置を講じることを要望する。」旨の意見書を、貴議会より、最高裁判所、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣に提出していただきたく、陳情します。

第2 陳情の理由

超高齢社会を迎え、成年後見関係事件をはじめとする家事事件は増加の一途をたどっています。成年後見のほか、離婚や相続など、家庭に関する事件を取り扱う裁判所は家庭裁判所ですが、神奈川県には、横浜市中区に横浜家庭裁判所の本庁があり、川崎、小田原、横須賀、相模原に支部があります。そのほか、県内には、11か所に簡易裁判所があり、綾瀬市の最寄りには藤沢簡易裁判所がありますが、簡易裁判所では家庭に関する事件を取り扱いません。そのため、綾瀬市民が家庭に関する問題を抱え、裁判所を利用しようとする、本庁まで出向く必要があります。

綾瀬市でも、65歳以上の高齢者の占める割合が年々高くなっており、高齢化が進行しています。今後も、成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれます。しかし、綾瀬市の最寄り駅の一つであるさがみ野駅から藤沢簡易裁判所までは約35分であるのに対し、横浜家庭裁判所本庁までは約45分を要し、

陳 情 文 書 表

陳 情 第 26 号		令和3年 8 月 17 日 受 付
		令和3年 9 月 1 日 審査依頼
件 名		義務教育に係る国による財源確保、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障に関する陳情
代 表 者	住 所	相模原市中央区富士見6-6-13
	氏 名	湘北教職員組合 執行委員長 山 口 智 子

——— 陳 情 の 原 文 ———

1 陳情の趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- (2) 小学校の35人以下学級を計画的に進め、中学校での35人以下学級を早急に策定すること。また、30人以下学級の実現に向けて検討すること。
- (3) 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、業務をアシスタントするためのスクールサポートスタッフを全校配置すること。
- (4) 子供たちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

2 陳情の理由

国は、全ての国民が持つ教育を受ける権利を保障する立場にあります。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が2025年度までに段階的に35人に引き下げられます。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実現を求めていくことが必要です。さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は30人以下学級の実現が不可欠です。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症が子供の心へ与えている影響は大きく、「イライラしている様子が増えた」「部活や行事などの活動に意欲が湧かない様子が見られる」「『夜に理由もなく泣くようになった』と保護者から相談を受けた」など、現場教職員からの声が届いています。教職員には今まで以上に、一人一人の心に寄り添った対応が求められています。一方、消毒作業をはじめとする日々の感染症対策は、教職員が子供たちと向き合う時間の確保を困難なものにしています。加えて、T・Tや少人数授業のために配置されていた教員の加配の一部が、今年度35人以下学級を実現するための

定数として使われており、実質的に学校現場の教職員の配置は増加したとは言えない状況があります。

子供の心のケアや様々な教育課題への対応等のためには、さらなる加配教員の充実や、業務をアシスタントするためのスクールサポートスタッフの全校配置、そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置が必要です。

以上の観点から、2022年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。